

広島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十一年三月二十四日

広島県知事 藤 田 雄 山

広島県条例第十七号

広島県病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

広島県病院事業の設置等に関する条例（昭和四十一年広島県条例第五十四号）の一部を次のように改正する。

別表県立瀬戸田病院の項及び県立神石三和病院の項を削る。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。